

事 務 連 絡

平成 27 年 7 月 3 日

各都道府県 看護行政担当者 様

厚生労働省医政局看護課
看護サービス推進室

看護師の特定行為に係る研修制度に関するリーフレット（医療関係者向け）の
周知について（協力依頼）

看護師の特定行為に係る研修制度（以下「研修制度」という。）については、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）において、保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）の一部が改正され、平成 27 年 10 月 1 日から施行されます。

本研修制度は、看護師が手順書により行う特定行為を標準化することにより、今後の在宅医療等を支えていく看護師を計画的に養成していくことを目的としております。

今般、本研修制度について医療関係者の理解促進を図るため、別添の通りリーフレットを作成いたしました。つきましては、貴管内の医療機関等の関係機関へ周知いただくなど、特段のご配慮を賜りますようお願いいたします。

なお、本リーフレットについては、別記、関係団体あてにお知らせしておりますことを申し添えます。

（別添）

- ・リーフレット

『特定行為に関する看護師の研修制度が始まります』（医療関係者の皆さまへ）

（参考）

- ・リーフレット掲載先

厚生労働省ウェブサイト URL :

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000089838.html>

<問合せ先>

厚生労働省医政局看護課看護サービス推進室

穴見、藤原

TEL : 03-5253-1111 (内 4173)

別 記

公益社団法人 日本医師会
公益社団法人 日本歯科医師会
公益社団法人 日本薬剤師会
公益社団法人 日本看護協会
公益社団法人 日本助産師会
公益社団法人 日本精神科病院協会
公益社団法人 全国自治体病院協議会
公益社団法人 全日本病院協会
公益社団法人 地域医療振興協会
公益社団法人 全国老人保健施設協会
公益社団法人 全国老人福祉施設協議会
一般社団法人 日本病院会
一般社団法人 日本私立医科大学協会
一般社団法人 日本医療法人協会
一般社団法人 日本精神科看護協会
一般社団法人 全国訪問看護事業協会
一般社団法人 日本慢性期医療協会
一般社団法人 全国公私病院連盟
一般社団法人 全国医学部長病院長会議
一般社団法人 日本看護系大学協議会
一般社団法人 日本私立看護系大学協会
公益財団法人 日本訪問看護財団
社会福祉法人 恩賜財団済生会
日本赤十字社
国家公務員共済組合連合会
全国厚生農業協同組合連合会
独立行政法人 国立病院機構
独立行政法人 国立がん研究センター
独立行政法人 国立循環器病研究センター
独立行政法人 国立精神・神経医療研究センター
独立行政法人 国立国際医療研究センター
独立行政法人 国立成育医療研究センター
独立行政法人 国立長寿医療研究センター
独立行政法人 地域医療機能推進機構
独立行政法人 労働者健康福祉機構
文部科学省高等教育局医学教育課
防衛省人事教育局衛生官
法務省矯正局矯正医療管理官